

資料1-1	平成25年3月21日(木)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	

# 第1次及び第2次一括法並びに 障害者総合支援法について

# 目 次

1	第1次及び第2次一括法	2
2	障害者総合支援法(難病関係以外)	10
3	必要な手続	14
4	Q&A	15

# 1 第1次及び第2次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第1次及び第2次一括法」という。）」により、障害者総合支援法及び児童福祉法について、以下の2点に係る所要の改正が行われた。

## ① 義務付け・枠付けの見直し（条例制定権の拡大）

これまで国が省令で全国一律に定めていた基準について、地域の実情に応じた基準として条例で定めることとする。

## ② 基礎自治体への権限移譲

これまで都道府県が処理していた事務について、指定都市及び中核市へ事務の権限を移譲する。

※ 児童福祉法については、中核市ではなく児童相談所設置市（船橋市及び柏市は非該当）。

# (1) 基準の条例化に係るイメージその1

## 第1次及び第2次一括法施行前

- 全国一律で国が定める省令に従い指定等の事務を行う。
- 自治体独自の基準を定めることはできない。  
(定める必要がない)

国で定める省令

全国全ての自治体で国基準を一律に適用

A県

B県

C県

D市

指定都市  
中核市

国の省令  
に従い指定や指導  
を行う

障害福祉サービス事業所等

## 第1次及び第2次一括法施行後

- 国が定める省令に基づき各自治体が条例に従い指定等を行う。
- 自治体ごとに条例を定める必要がある。

国で定める省令

- ① 従うべき基準 …異なる内容を定めることは許されない。
- ② 標準とする基準 …合理的な理由の範囲内で異なる内容を定めることは可能。
- ③ 参照すべき基準 …異なる内容を定めることが可能。

自治体は国が定める省令に基づき条例を制定

A県

B県

C県

D市

指定都市  
中核市

各自治体が独自に条例を制定

A県条例

B県条例

C県条例

D市条例

各自治体の条例に従い指定や指導を行う

**自治体ごとの特色あり**

障害福祉サービス事業所等

平成25年4月1日～

第1次及び  
第2次一括  
法の施行

## (2) 基準の条例化に係るイメージその2

### 指定基準



自治体ごとに異なる

### 報酬単位



全国同じ

### (3) 条例化された基準

	基準省令		本市の基準条例
障害者総合支援法	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定(更新)に係る申請者の法人格に関する基準【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21(平成18年厚生労働省令第19号)】	→	千葉県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第4条(平成18年千葉県条例第13号)
	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)	→	千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)
	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)	→	千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第70号)
	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)	→	千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第69号)
	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)	→	千葉県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第72号)
	福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)	→	千葉県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第73号)
	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)	→	千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第71号)
児童福祉法	指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定(更新)に係る申請者の法人格に関する基準【児童福祉法施行規則第18条の34、第25条の21の2(昭和23年厚生省令第11号)】	→	千葉県児童福祉法施行条例第2条、第3条(平成24年千葉県条例第76号)
	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)	→	千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第74号)
	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)	→	千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第75号)
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	→	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第86号)

厚生労働省令を基本とし、以下の独自基準を設ける。  
施行期日は平成25年4月1日。

## ① 非常災害対策

訪問系を除く全てのサービスについて、非常時に備え、利用者のために必要な物資の確保に努める規定を設ける。

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護(障害者総合支援法)及び保育所等訪問支援(児童福祉法)。

## ② 暴力団排除

障害者総合支援法及び児童福祉法の指定事業者・施設について、役員等に暴力団員を含む事業者・施設については指定(更新)を行わない規定を設ける。

※ 地域活動支援センター及び福祉ホームについては、指定制度ではないため対象外。

## (5) その他

### ① 地域の独自性

指定権限を有する自治体ごとに基準条例は異なります。

### ② 各規定の条・項・号番号のズレ

これまでの制度改革(旧児童デイサービスの規定に係る削除等)による条文の加除により、元の省令と条・項・号番号のズレが生じています。

### ③ 指定基準条例の取扱指針

指定基準省令の解釈通知(国部長通知)に準じた本市の指定基準条例に係る取扱指針を、要領として定めます。

### ④ 条例化されていない基準

相談支援事業については条例委任されていません。

障害者総合支援法

- ・ 指定地域相談支援の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)
- ・ 指定計画相談支援の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)

児童福祉法

- ・ 指定障害児相談支援の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)



# 【参考1】千葉県、千葉市、船橋市及び柏市の独自基準比較表

	千葉県	千葉市	船橋市	柏市
グループホーム・ケアホームの共同生活住居に係る立地基準	入所施設、病院に新たに利用者が日中に利用する障害福祉サービスを行う事業所を追加する。		入所施設、病院に新たに利用者が日中に利用する障害福祉サービスを行う事業所を追加する。(ただし、市長がやむを得ないと認める通所事業所にあつては、この限りではない。)	入所施設、病院に新たに利用者が日中に利用する障害福祉サービスを行う事業所を追加する。(ただし、市長がやむを得ないと認める通所事業所にあつては、この限りではない。)
グループホーム・ケアホームの共同生活住居に係る定員の基準	入居定員を2人以上10人以下とし、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合にあつても、その入居定員の総数を2人以上10人(知事が必要と認めるときは20人)以下とする。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、入居定員を2人以上20人以下とする。(既存の建物を共同生活住居とする場合の30人以下の特例を削除。)		入居定員を2人以上10人以下とし、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合にあつても、その入居定員の総数を2人以上10人(市長が必要と認めるときは20人)以下とする。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、入居定員を2人以上20人以下とする。(既存の建物を共同生活住居とする場合の30人以下の特例を削除。)	入居定員を2人以上10人以下とし、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合にあつても、その入居定員の総数を2人以上10人(市長が必要と認めるときは20人)以下とする。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、入居定員を2人以上20人以下とする。(既存の建物を共同生活住居とする場合の30人以下の特例を削除。)
入浴回数			施設入所支援及び短期入所について、1週間に2回以上の入浴を義務化。	
非常災害対策		訪問系を除く全てのサービスについて、非常時に備え、利用者のために必要な物資の確保を努力義務化。	非常災害対策計画の定期的な見直しと利用者及び家族等への周知を義務化。	
暴力団排除		障害者総合支援法及び児童福祉法の指定事業者から暴力団を排除する。		
訓練・作業室の面積				生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の訓練作業室は、おおむね3.3㎡以上とする。ただし、訓練作業に支障が無い場合はこの限りではない。

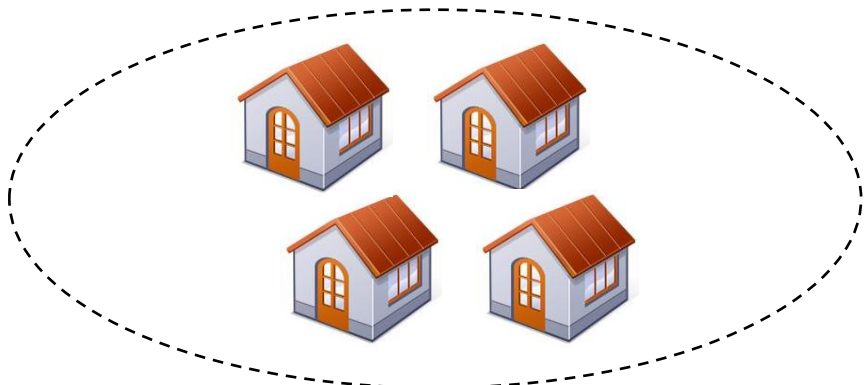
## 【参考2】千葉県、船橋市及び柏市が共通して設ける独自基準について

グループホーム・ケアホームの立地に関し、独自基準として

- ① 同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合、入居定員の総数は2人以上10人(知事又は市長が必要と認めるときは20人)以下とする取扱い
- ② 共同生活住居は入所施設又は病院の敷地外に設置しなければならない規定に、日中活動事業所を追加する取扱いを指定基準条例に設けることとしている。

### ① 同一敷地内に複数の共同生活住居を設置

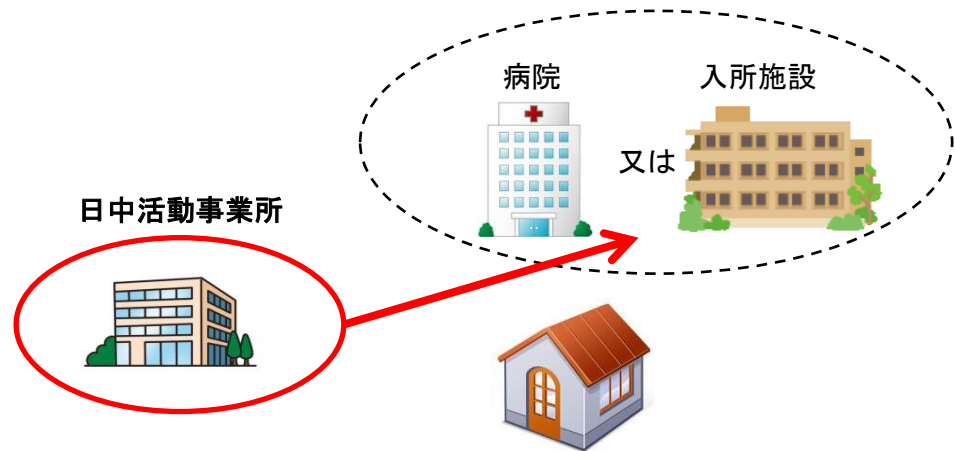
- 入居定員の総数は2人以上10人(知事又は市長が必要と認めるときは20人)以下とする。



グループホーム・ケアホームにおける支援が入所施設のような集団処遇とならないようにするための規制

### ② 共同生活住居の立地場所

- 病院や入所施設に加えて、日中活動事業所の敷地外に設置しなければならないこととする。



障害者総合支援法の基本理念である昼夜分離(日中活動と住まいの場の分離)の強化を図るための規制

## 2 障害者総合支援法(難病関係以外)

### (1)法律、政令、省令及び告示等の名称変更

平成25年4月1日から「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」に改正されるほか、政省令及び告示等についても同様の改正がなされる。

#### 具体例

(注) 発令番号は変更されません。

障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)

➡ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)

障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

➡ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

障害者自立支援法に基づく〇〇〇

➡ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく〇〇〇

## (2)指定事業者等の欠格要件の追加

介護人材が安心して事業所で支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた事業者は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の指定(更新)を受けられないこととする。

○ 指定(更新)時に提出する誓約書の様式が変更されます。

### 労働法規

- ・ 労働基準法
- ・ 労働者派遣事業の適正な確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
- ・ 最低賃金法
- ・ 賃金の支払の確保等に関する法律

### (3)身体・知的障害者相談員との連携

身体障害者・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないものとする。

#### 身体・知的障害者相談員とは

身体障害者（児）、知的障害者（児）及びその家族の方に、身近な問題について、地域で相談、助言、指導等するため、本市の委託を受けた相談員です。

- ※1 障害者福祉のあんない（平成24年度版）15～17ページ参照
- ※2 指定相談支援事業所に配置される相談支援専門員とは異なります。

## (4)障害者及び障害児に対する意思決定支援

- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。
- 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。

### 3 必要な手続

#### (1) 定款及び運営規程の変更【千葉県内統一】

障害者総合支援法及び指定基準の条例化による定款及び運営規程の変更については、平成26年3月末までに変更届出書とともに届け出てください。

※ 主たる対象とする障害の種類として難病を追加する場合も含まれます。

#### 変更箇所

以下の文言を使用している定款及び運営規程

- 障害者自立支援法（施行令） → 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（施行令）
- 指定に関する基準省令 → 千葉市の指定に関する基準を定める条例

※ 4月以降、上記について修正した運営規程例を順次ホームページへアップする予定です。

#### (2) 契約書・重要事項説明書改め文の作成

契約書の文言中、法律の名称及び指定基準省令を指定基準条例の名称へ改める文書【資料1-2】について、平成25年7月までに利用者と交わしてください。

## 4 Q&A

問	答
<b>(1) 第1次及び第2次一括法</b>	
<b>① 非常災害対策</b> 「非常時に備え、利用者のために必要な物資の確保に努める」とあるがその目安はどのようなものか。	食糧品、飲料水、医薬品・衛生用品、衣類、防寒具等を想定。量の目安としては3日分程度が望ましい。また、備蓄が望ましいが、スペース等により備蓄が困難な場合、流通業者や他の社会福祉施設等との物資の供給に関する協定などによる確保でも構わない。
<b>② 非常災害対策</b> 実地指導等においては、物資が確保されていない場合は指摘の対象なのか。	担当職員による聞き取りや目視による確認を行うが、確保されていないことだけを理由とした指摘は想定していない。
<b>③ 暴力団排除</b> 「役員等に暴力団員を含む事業者・施設」とあるが、等とは何を指すのか。	管理者又は施設長を指す。サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の職員や、ヘルパー、世話人、生活支援員、指導員など、直接利用者へ支援する職員は含まない。
<b>④ 暴力団排除</b> 「役員等に暴力団員を含む」ことが判明した場合、指定取消し又は効力停止となることはあるのか。	指定取消し又は効力停止となることがある。
<b>⑤ 非常災害対策、暴力団排除</b> 基準該当障害福祉サービス事業者、基準該当通所支援事業者及び千葉市登録地域生活支援給付事業者についても同様の独自基準が設けられるのか。	同様の取扱いとする。暴力団排除に関し、登録しないのは ア 法人格を持たない場合 代表者及び管理者のうちに暴力団員が含まれる申請者 イ 法人格を持つ場合 役員及び管理者又は施設長のうちに暴力団員が含まれる申請者



問	答
<b>(2) 障害者総合支援法</b>	
<b>① 指定事業者等の欠格要件</b> 指定(更新)申請の際に提出する誓約書はどのようなものか。また、暴力団排除に係る誓約書とは異なるのか。	障害者総合支援法第36条第1項各号又は児童福祉法第21条の5の15各号(読み替えて準用する場合を含む)に該当しない旨誓約する書面。今後、新規に指定(更新)を受ける者については、暴力団排除に係る誓約書も兼ねることとなる。
<b>② 身体・知的障害者相談員との連携</b> 連携の具体的な内容は。	身体・知的障害者相談員から障害福祉サービス等の内容、利用に係る問い合わせに応じる等の連携が想定される。
<b>③ 意思決定支援</b> 意思決定支援とは。	国から明確な提示はされていないが、例えば成年後見制度を利用している者であっても、本人が必要とする支援だけではなく、希望する生活等について、自らの意思で選択するために必要な配慮等が想定される。
<b>④ その他の改正</b> 平成26年4月1日付けの制度改正は。	平成26年4月1日の制度改正では ア ケアホームのグループホームへの一元化 イ 障害程度区分の見直し(障害支援区分の創設) ウ 重度訪問介護の対象拡大 エ 地域移行支援の対象拡大 が予定されているが、現時点において国から詳細な情報は未提示。新しい情報が判明次第、適宜情報提供を行う。